

令和4(2022)年5月から

iDeCoに加入できる年齢の要件などが拡大されます

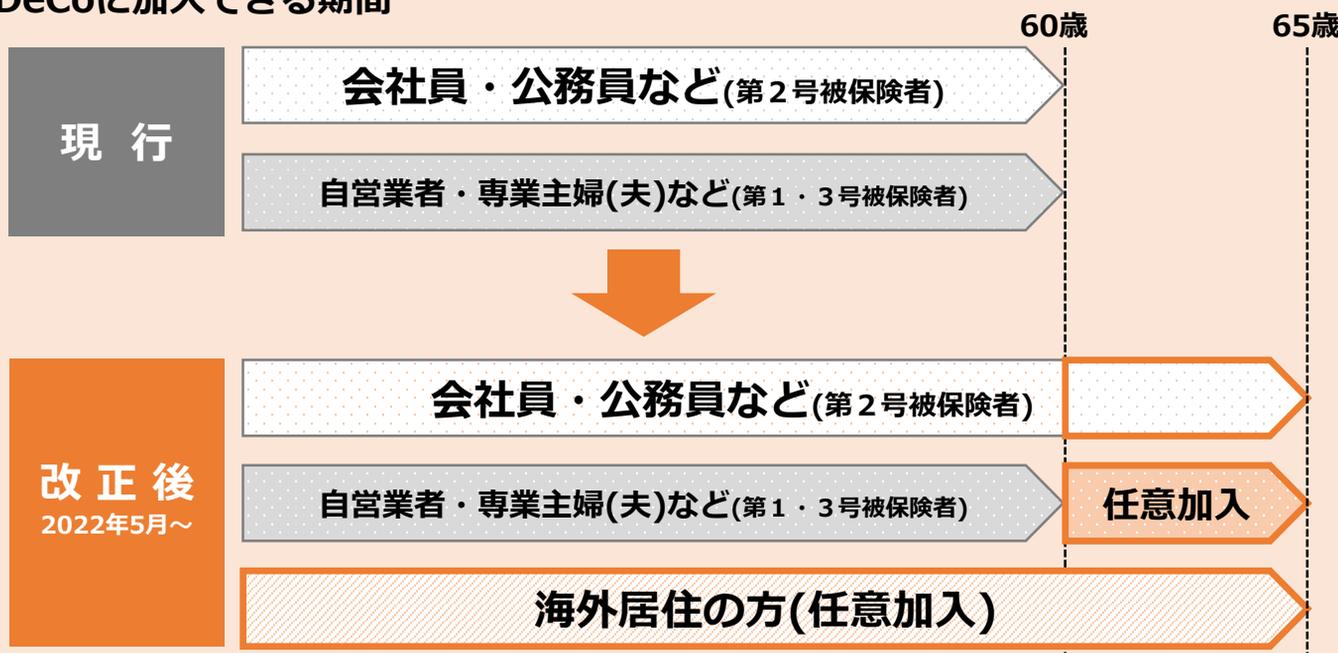
これまで iDeCoに加入できるのは、60歳未満の方のみでした。
海外居住の方は加入できませんでした。

2022年5月以降

新たに下記の方がiDeCoに加入できるようになります。

- ▶ 会社員・公務員など(国民年金第2号被保険者)で60歳以上65歳未満の方
- ▶ 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
- ▶ 国民年金に任意加入している海外居住の方

iDeCoに加入できる期間



国民年金への任意加入については、こちらのQRコードからご確認ください。
～厚生労働省ウェブサイト(2020年の制度改正/2022年5月施行)～



ご注意ください

- 公的年金を65歳前に繰り上げ請求された方、iDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoに加入できません。
- 現在iDeCoに加入されている会社員・公務員などの国民年金第2号被保険者の方は、60歳以降も引き続き国民年金第2号被保険者であれば、iDeCoも引き続き加入者となります。
掛金の拠出を停止したい方は、受付金融機関(運営管理機関)に対して運用指図者となる手続きをする必要があります。(ただし、昭和37(1962)年5月1日以前に生まれた方は、60歳到達時に加入者の資格を喪失しているため、令和4(2022)年5月以降に加入者となるためには受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。)
- 自営業者・専業主婦(夫)などの国民年金第1・3号被保険者でiDeCoに加入されている方が60歳以降に任意加入被保険者となり引き続きiDeCoに加入するためには、受付金融機関(運営管理機関)に手続きが必要です。